

帯広市立小中学校適正規模・適正配置市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化に対応した子どもたちの教育環境の充実を図るため、帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に取り組む基本的な方針の策定に向けて、帯広市立小中学校適正規模・適正配置市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市立小中学校の適正規模及び適正配置について、今後の小中学校のあり方など幅広い視点から検討を行い、検討内容を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係団体等から推薦を受けた者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告を行った日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員への謝礼)

第7条 委員については、謝礼を支払うものとする。

- 2 前項の謝礼の金額は、会議開催1回につき8,500円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部企画総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。